

# 3月臨時教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	平成28年3月21日（月） 午後1時30分から	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室	
出席者	委員	杉江委員長、金春委員、畑中委員、都築委員、中室教育長 【計5人出席】
	事務局	土田補佐、川上係長
	理事者	【教育委員会】 北谷教育委員会事務局理事、西崎教育総務部長、梅田学校教育部長、 木綿教育総務部次長、中山教育総務課長、池本教職員課長、山本保健給食課長
開催形態	公開（傍聴人 なし）	
議 題	<p>1 議事</p> <p>議案第95号 奈良市教育財産管理規則の一部改正について</p> <p>議案第96号 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第97号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について</p> <p>議案第98号 指導主事の人事について <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">非公開</span></p> <p>議案第99号 教員の人事について <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">非公開</span></p>	
決定取り纏め事項	<p>1 議事</p> <p>議案第95号 奈良市教育財産管理規則の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第96号 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第97号 奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第98号 指導主事の人事については、可決した。</p> <p>議案第99号 教員の人事については、可決した。</p>	
担当課	教育委員会 教育総務課	

議事の内容	
委員長	<p>本日の委員会は全員が出席しており、委員会は成立いたします。ただいまから、3月臨時教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、畑中委員・中室委員でお願いします。</p> <p>本日は、傍聴者はいらっしゃいませんので、早速、会議に入ります。本日の案件は、議事5件です。本日の案件のうち、議案第98号及び第99号は「人事に関する案件」であるため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがいたしましょうか。</p>
教育委員	異議なし
委員長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第98号、第99号は非公開と決定いたします。なお、議案第98号と第99号は「人事に関する案件」ですので、関係部課長のみでの審議といたします。</p> <p>それでは、公開の議事から始めます。議案第95号「奈良市教育財産管理規則の一部改正について」、教育総務課長、説明願います。</p>
教育総務課長	<p>奈良市教育財産管理規則につきましては、教育財産の管理において教育財産を使用したい者は申請を行い、その申請に基づき許可を出すとともに、使用者の義務を定めたものでございます。資料の4枚目をご覧ください。新旧対照表の左側、現行の第2号様式の教育財産使用許可書を、同ページ右側の様式に改正しようとするものです。これは、平成28年4月から稼働する奈良市公有財産台帳システムの導入に伴うもので、第2号様式につきましては、現行の様式が、許可をするという文言だけにとどまっているのに対し、使用許可条件として「権利譲渡等の禁止」「現状変更の制限」「使用状況の立入調査」「減失、損傷の責任」「許可の取消等」等、許可・不許可等の処分に対する教示文を記載し、行政手続法等の施行に伴う審査請求に対応できる様式に変更させていただくものでございます。施行日は平成28年4月1日です。</p>
委員長	<p>教育財産の使用許可書の様式変更という案件であります。資料の1ページ目にありますように、制定改廃の理由は、奈良市の公有財産台帳システムの導入ということで、システム導入に伴い、許可書の様式を変更するものです。ご質問等ありましたら、お願いします。</p>

委 員 長	<p>よろしいですか。特にご意見無いようでしたら、議案第95号「奈良市教育財産管理規則の一部改正について」、採決いたします。</p> <p>本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	異議なし。
委 員 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案どおり可決することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第96号「奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について」、教育総務課長、説明願います。</p>
教育総務課長	<p>資料の4枚目をご覧ください。平成28年度奈良市教育委員会事務局の組織改正に伴い、同ページ左表の現行学校教育部学校教育課の「かい」にあった「いじめ対策指導室」を同ページ右表の改正案「いじめ防止生徒指導課」に格上げを行い、課内に「いじめ防止係」、「生徒指導係」の2係を配します。</p> <p>これは、全国的にいじめが原因と思われる自殺など、尊い子どもの命が奪われていく状況が現在も続いていることから、本市におきましても「いじめ防止生徒指導課」を設置し、学校でのいじめの未然防止、いじめ撲滅への体制強化、いじめ事象への対応を行うために定期的な学校訪問、あるいはいじめ対応教員等との連携を通じまして、「組織で命を守る教育」を目指し、喫緊の課題であるいじめ対策の推進・強化を図るために行うものです。また、次ページの新旧対照表右表には課内2係の所掌事務を記載しております。</p> <p>施行日は平成28年4月1日でございます。</p>
委 員 長	<p>これは、「いじめ対策指導室」を課に昇格させる。名前も変えて「いじめ防止生徒指導課」にする。その中に「いじめ防止係」と「生徒指導係」を置くということですね。</p> <p>この件につきまして、ご質問、ご意見ありましたら、お願いします。</p> <p>その改正の内容、意義につきましては、教育総務課長からの説明のとおりだと思います。</p> <p>ご意見等ございませんか。</p>
畑 中 委 員	いじめ防止生徒指導課の中には、いじめ防止係と生徒指導係の2係あるということですか。
教育総務課長	<p>はい、そうです。いじめ防止生徒指導課の中にいじめ防止係と生徒指導係を設置させていただきます。</p> <p>主にいじめ防止係につきましては、いじめに対する未然防止、体制の強</p>

	<p>化、あるいは、いじめ事象への対応というものであるとか、各学校に配置を予定しておりますいじめ対応教員との連携を図っていくというのが大きなポイントかと考えております。あと、いじめ相談の対応ですとか、キャンペーン、研修等の実施等がございます。</p> <p>もう一つの生徒指導係につきましては、問題行動の未然防止と事後対応に対する支援、それと、関係団体、生徒指導連絡協議会であるところの関係協議会の関係や、子どもの安全に関する業務、青少年の健全育成に関する業務、その辺を網羅して広く扱うように考えております。</p>
委員 長	よろしいでしょうか。
畑 中 委 員	はい。
委 員 長	<p>ほかにごございませんか。</p> <p>ないようでしたら、議案第96号「奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について」、採決いたします。</p> <p>本件を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	異議なし。
委 員 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案どおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第97号「奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について」、教育総務課長、説明願います。</p>
教育総務課長	<p>制定改廃調書をご覧ください。この改正につきましては、大きく分けて2つの事由がございます。</p> <p>まず、1点目でございます。学校給食用物資調達に関してでございますが、1月毎の調達価格が3,000万円ほどであり、決裁は副市長専決となり、決裁をいただくのに時間がかかるというのが現状です。これを、学校教育部長あるいは保健給食課長の専決で行えるようにし、物資の調達に関し、迅速かつ効率的な運用を図るものでございます。</p> <p>4ページ目、新旧対照表をご覧ください。右側の部長及び事務局に置く理事共通の専決事項とは別に、アンダーラインをしておりますが、学校教育部長の専決事項として、学校給食賄材料費の支出負担行為に限り5,000万円未満の決定ができるように、また、5から6ページ目の各課長共通の専決事項とは別に、保健給食課長の専決事項として、学校給食賄材料費の支出負担行為に限り3,000万円未満の決定ができるようにするものでございます。</p> <p>次に、2点目でございますが、臨時職員・非常勤嘱託職員・パートタイ</p>

	<p>ム職員の賃金の支払いについて、現在、部長専決事項となっているものを、新年度の新財務会計システムの導入に伴いまして、支出負担行為書兼支出命令書による一括事務を実施するために、賃金の支出負担行為の決定を課長専決事項にするものでございます。5 ページ目の新旧対照表をご覧ください。第 5 条の課長等共通の専決事項の中に賃金を追加いたしております。</p> <p>施行日は平成 2 8 年 4 月 1 日でございます。</p>
委 員 長	<p>保健給食課長の専決事項として、学校給食賄材料費の支出負担行為が 3, 0 0 0 万円ということになるとのことですが、これまでの決裁区分はどうだったのでしょうか。</p>
保健給食課長	<p>1, 0 0 0 万円以上が副市長で、教育長が 1, 0 0 0 万円未満、8 0 0 万円未満が部長、課長は 3 0 0 万円未満となっています。2 6 年度の実績として、1, 0 0 0 万円以上が 5 8 件あり、それが副市長決裁でございます。それ以下の部分では教育長が 4 件、部長が 7 3 件ですので、今回提案させていただいている金額で決定していただきましたら、部長で年間 1 0 件程度、後は課長で対応できるかと思っております。</p>
委 員 長	<p>給食を実施する学校数が増えて、そのために毎月の支出が増えたことによるものですか。</p>
保健給食課長	<p>そうです。</p>
委 員 長	<p>そのほかに、特にご意見がありませんようでしたら、議案第 9 7 号「奈良市教育委員会事務専決規程の一部改正について」、採決させていただきます。</p> <p>本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
委 員 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 9 7 号は原案どおり可決することに決定いたしました。</p> <p>次に、非公開の議事に入ります。</p> <p>「人事に関する案件」でありますので、関係部課長以外は退席してください。</p>

非公開案件	この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする
教職員課長	議案第98号「指導主事等の人事について」教職員課長より概要説明
	<異議なし>
	本件については、原案通り可決した。
教職員課長	議案第99号「教員人事について」教職員課長より概要説明
	<異議なし>
	本件については、原案通り可決した。
委員長	これで、本日の案件は全て終了いたしました。 それでは、これをもって本日の臨時教育委員会を閉会いたします。